

物価高騰対応重点支援給付金を支給します



☎ 福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

次の対象世帯の世帯主に、順次支給に必要な書類を送ります。書類が届いたら、確認して必ず返送してください。

	① 住民税均等割のみ課税の世帯への給付	② 子育て世帯への加算
対象世帯	基準日(令和5年12月1日)時点で世帯全員が、菊陽町に住民登録があり、次のいずれかに当てはまる世帯 ・令和5年度に住民税均等割のみ課税されている世帯 ・均等割のみ課税されている人と均等割非課税の人で構成されている世帯(所得割が課せられている人がいる世帯は除く)	基準日(令和5年12月1日)時点で、平成17年4月2日以降に生まれた子がおり、世帯全員が次のいずれかに当てはまる世帯 ・住民税均等割が非課税の世帯 ・左記①に当てはまる世帯
給付額	1世帯当たり10万円*1	子1人当たり5万円*2

- ※1 前回の物価高騰対応重点支援給付金(1世帯当たり7万円)を受給している世帯は対象外です。
- ※2 令和5年1月2日以降に転入した人、基準日以降に生まれた子や別世帯で扶養している子がいる人は、申請が必要です。お問い合わせください。

お忘れなく 児童手当の手続きはお早めに



☎ 子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

次のような場合には、手続きが必要です。それぞれの手続きに必要な書類がありますので、詳しくは町ホームページを確認するかお問い合わせください。

詳しくはこちら→



◆手続き先 公務員の人は職場、公務員以外の人は子育て支援課または西部支所

	手続き	いつまでに
児童が生まれた	認定請求書または額改定認定請求書	出来事が起きた日の翌日から15日以内
新たに児童を養育するようになった		
他市町村から転入してきた	認定請求書	
所得が所得上限限度額未満になった 公務員でなくなった		
受給者が町外に転出した 受給者が公務員になった 受給者が拘禁された	受給事由消滅届	すみやかに
婚姻、養子縁組、離婚により、受給者を配偶者に切り替えたい		
児童を養育しなくなった 児童が亡くなった	額改定届または受給事由消滅届	
受給者が亡くなった	未支払請求書	
児童または配偶者と別居した	別居監護申立書	
振込先の口座を変更したい(受給者以外の口座は不可) 婚姻、養子縁組、離婚をした(受給者の切り替えはなし) 町に住民票がない配偶者や児童の住所・氏名などが変わった	変更届	すみやかに
受給者の加入する年金が変わった(3歳未満の児童を養育している人のみ)		

忘れていた国民年金の手続きはありませんか



☎ 熊本西年金事務所 ☎(355)3261
☎ 健康・保険課 国保・年金係 ☎(232)4912

- ◆納め忘れはありませんか
令和5年度の国民年金保険料は、1カ月当たり16,520円です。一部免除の人も、残りの金額を納めないと未納と判断されます。
納付期限は、対象月の翌月末日です。納付が済んでいない人は、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。納付書を紛失した場合は再発行できますので、年金事務所までご連絡ください。
- ◆加入者死亡後の主な手続き
国民年金被保険者や年金受給者が亡くなったとき、遺族が次の給付を受けるためには手続きが必要です。
手続きの内容や必要書類は、年金事務所や健康・保険課でご案内しています。早めの手続きをお願いします。
- ◆受け取れる給付
①亡くなった人が国民年金被保険者
・死亡一時金

- ・寡婦年金
- ・遺族基礎(厚生)年金
- ②亡くなった人が年金受給者
・未支給年金
- ・遺族基礎(厚生)年金
- ◆基礎年金番号の調べ方
各種手続きや問い合わせには、基礎年金番号が必要です。日本年金機構から送付する次の書類で確認できます。
書類が手元にない場合は、本人確認書類を持って、年金事務所または健康・保険課へご相談ください。
※電話でお伝えすることはできません。
- ・年金手帳
- ・年金証書
- ・基礎年金番号通知書
- ・国民年金保険料納付書
- ・国民年金保険料口座振替額通知書
- ・年金額改定通知書、年金振込通知書

人間ドック費用を一部助成します



☎ 健康・保険課 国保・年金係 ☎(232)4912

- ◆対象者
次の全てに当てはまる人
・申請日時点で30歳以上の人
・納期限に達している国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を納めている人
・実施日まで国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人
- ◆申込方法
3月上旬に対象者へ申請書を送ります。必要事項を記入し返信用封筒で返送するか、申し込みフォームから申し込んでください。
- ◆助成金額
健診1コースにつき2万5千円(1人1コースまで)
- ◆申込期限 5月31日(金)必着

健康増進に関する連携協定を締結



☎ 健康・保険課 健康増進係 ☎(232)4912

2月6日、町は明治安田生命保険相互会社と健康増進に関する連携協定を締結しました。これは、町と同社が連携・協力し、町民の皆さんや町内企業の健康増進のための取り組みを進め、町民サービスの向上を図るものです。
今後、この協定を基に、健康講座や、イベントでの健康測定会の開催を予定しています。



協定書を手にする吉本町長(左)、須藤熊本支社長(右)